

西都市教育大綱の骨子案

I 基本理念

2016—2020

● 西都市第四次総合計画

「人」「地域」「環境」「豊かさ」を
視点とした基本戦略

2016—2020

● 西都市教育基本方針

「たくましいからだ」「豊かな心」「す
ぐれた知性」を備えた人間の育成

ふるさと「西都」の未来を創るひとづくり

未来を担う子どもたちの「生きる力」を育むための教育施策の展開

〈家庭教育・学校教育・幼児教育等の充実・社会教育の推進・文化の振興・生涯スポーツの充実・質の高い幼児期の学校教育等〉

2015—2019

● 西都市子ども子育て支援事業計画

子どもが健やかに生まれ育つまち
西都づくり

2015—2019

● さいと未来創生総合戦略

「人口減少克服」「地方創生」に向
けた地域づくり

西都市教育大綱の骨子案

Ⅱ 教育大綱の期間

教育大綱の計画期間は、「第四次西都市総合計画」の後期基本計画、「さいと未来創生総合戦略」等との整合性の観点から平成28年度から平成32年度までの5年間とします

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
国	教育振興基本計画（平成20年度～）											
	第1期計画			第2期計画								
県	第2次宮崎県教育振興基本計画											
						宮崎県教育大綱						
西都市	第四次西都市総合計画											
	前期基本計画					後期基本計画						
						さいと未来創生総合戦略						
						都市子ども・子育て支援事業計画						
	西都市教育基本方針及び教育施策（毎年度策定）											
							西都市教育大綱					

西都市教育大綱の骨子案

Ⅲ教育大綱の基本目標

基本目標① 「ふるさと西都を愛する心」と「生きる力」を育み、快適な教育環境の整備を図ります

- 「生きる力」を育むための教育やふるさと学習、国際感覚を培うための英語教育など、特色ある教育を推進し教育内容の充実に努めます
- 少子化や地域の動向を踏まえた上で、計画的な施設整備に努めます
- 市内県立高等学校の活性化に努めます。

※総合計画第5章「豊かな文化とひとづくり」第1節「学校教育の充実」と連動

基本目標② 家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境を充実します

- 多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するための生涯学習環境の整備充実とすべての教育の出発点である家庭の教育力の向上、公民館活動の推進による地域教育力の向上などに努めます

※総合計画第5章「豊かな文化とひとづくり」第2節「生涯学習の推進」と連動

西都市教育大綱の骨子案

Ⅲ教育大綱の基本目標

基本目標③ 魅力ある市民文化の創造と文化遺産の保護・継承・活用に努めます

- 様々な芸術や文化を鑑賞し創作する機会を提供し、本市の芸術文化を担う人材等の育成と活動促進に努めます
- 文化遺産の保存整備を進め、学習の場や地域の活性化、観光資源としての活用を図り、伝統文化にかかる後継者育成等を支援します。

※総合計画第5章「豊かな文化とひとづくり」第3節「市民文化の継承と創造」と連動

基本目標④ 生涯スポーツの充実に向けた環境整備と社会体育施設の整備活用に努めます

- 誰もが、いつでも気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備充実に向けた取り組みを進めます
- 社会体育施設の有効的な活用を図り利用促進に努めます

※総合計画第5章「豊かな文化とひとづくり」第3節「市民文化の継承と創造」と連動

西都市教育大綱の骨子案

Ⅲ教育大綱の基本目標

基本目標⑤ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に努めます

- 子育てに対する多様な支援の充実を図り、就学前の支援については、就学相談や適正な就学指導に努めるなど、全ての子どもの良質な生育環境を構築し子ども子育て家庭を社会全体で支援します。

※西都市子ども・子育て支援事業計画と連動

西都市教育大綱の骨子案

IV教育大綱の体系

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策
<p>ふるさと「西都」の未来を創るひとづくり</p>	<p>「ふるさと西都を愛する心」と「生きる力を育み、快適な教育環境の整備を図ります」</p>	<p>1. 特色ある教育の推進</p> <p>2. 個に寄り添う児童生徒支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小中高一貫教育の推進 ○小1からの英語教育の充実 ○地域の特性を活かした「さいと学」の充実 ○社会に貢献する人材を育むキャリア教育の推進 ○教育の情報化の推進 ○地域の特色を活かしたへき地教育の充実 ○いじめ・不登校の解決に向けた相談体制の充実 ○特別支援教育の充実

西都市教育大綱の骨子案

IV教育大綱の体系

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策
<p>ふるさと「西都」の未来を創るひとづくり</p>	<p>一. 「ふるさと西都を愛する心」と「生きる力」を育み、快適な教育環境の整備を図ります</p>	3. 教職員の資質向上	○教職員研修の充実
		4. 就学前教育の充実	○幼稚園、保育園(所)及び小学校の連携強化による円滑な就学の推進
		5. 学校給食の充実	○安心・安全な給食の提供
		6. 学校施設の充実	○学校施設・設備の計画的な整備
		7. 市内県立高等学校の活性化	○魅力ある高等学校づくりの支援
		1. 生涯学習の整備充実	○生涯学習推進体制の充実
		2. 家庭教育の充実	○生涯学習の拠点の整備と充実
	<p>二. 家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境を充実します</p>	2. 家庭教育の充実	○家庭教育力の向上
		3. 公民館活動の充実	○社会教育活動及び生涯学習機会の提供の充実

西都市教育大綱の骨子案

IV教育大綱の体系

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策
<p>ふるさと「西都」の未来を創るひびつくり</p>	<p>二、家庭・学校・地域が連携する教育の推進と情報化社会に対応した学習環境を充実します</p>	<p>4. 社会教育関係団体の育成強化</p>	<p>○社会教育関係団体の育成、支援</p>
		<p>5. 青少年活動と交流の活発化</p>	<p>○異年齢間交流・異世代間交流の推進</p> <p>○青少年施設の充実と利用促進</p> <p>○視野の広い心豊かでたくましい青少年の育成</p>
		<p>6. 青少年健全育成体制の充実</p>	<p>○青少年の非行防止活動・健全育成活動の推進</p>
		<p>7. 図書館の充実</p>	<p>○生涯にわたる読書活動を支える環境整備</p> <p>○特色ある図書館としての機能強化</p>

西都市教育大綱の骨子案

IV教育大綱の体系

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策
<p>ふるさと「西都」の未来を創るひとづくり</p>	<p>三. 魅力ある市民文化の創造と文化遺産の保護・継承・活用に努めます</p>	<p>1. 芸術文化の振興</p>	<p>○芸術文化の鑑賞の機会拡大</p> <p>○市民の主体的な文化活動の支援</p>
	<p>2. 文化財の保存整備</p>	<p>○西都原古墳群、都於郡城跡、日向国府等の保存整備</p>	
	<p>3. 文化財の活用</p>	<p>○生涯学習等への有効活用を踏まえた文化財情報の提供</p> <p>○郷土愛と文化財愛護思想の高揚</p>	
	<p>4. 歴史・伝統文化の保護と継承</p>	<p>○歴史伝統文化の保護と継承に向けた支援と育成指導</p>	
	<p>四. 生涯スポーツの充実に努めます</p> <p>四. 生涯スポーツの充実に努めます</p> <p>社会体育施設の整備と</p>	<p>1. 生涯スポーツの振興</p>	<p>○新しいスポーツの導入、指導者育成等支援</p> <p>○競技スポーツ団体・組織の再編</p>
	<p>2. 社会体育施設の整備と活用</p>	<p>○活用促進と施設環境の整備</p>	

西都市教育大綱の骨子案

IV教育大綱の体系

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策
<p>ふるさと「西都」の未来を創るひびくへり</p>	<p>五・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供に努めます</p>	<p>1. 地域における子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実 ○子育て支援のネットワーク整備 ○子どもの健全育成
		<p>2. 子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○思春期保健対策の充実
		<p>3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備 ○家庭や地域の教育力の向上 ○子どもを取り巻く有害環境対策の推進
		<p>4. 子育てを支援する生活環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な道路交通環境の整備

西都市教育大綱の骨子案

IV教育大綱の体系

基本理念	基本目標	基本方針	主要施策
<p>ふるさと「西都」の未来を 創るひとづくり</p>	<p>五・質の高い幼児期の学校 教育・保育の総合的な提供 に努めます</p>	<p>5. 子どもなどの安全の確保</p> <p>6. 要保護児童及び障がい児童 への対応などきめ細かな取組の 推進</p>	<p>○子どもの交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>○子どもを犯罪などの被害から守るための活動の 推進</p> <p>○被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>○虐待防止ネットワークの設置</p> <p>○障害児施策の充実進</p>